

# ジェイアールバス東北本部

第33号

2022年3月25日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内  
NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983  
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

## 申6号「組合員の声に基づく総合労働条件改善の実現を求める申し入れ」 について団体交渉を行う！①

バス東北本部は、3月14日に申6号「組合員の声に基づく総合労働条件改善の実現を求める申し入れ」について団体交渉を行いました。主な議論経過は以下の通りです。

### 1. 乗務員連続勤務手当の支給範囲をA B行路にまで拡大すること

(組合) 泊り行路が増えたことで食費負担が大きくなっている。また、最近の物価上昇に伴い更に経済的にも負担となっている。乗務員連続勤務手当の支給範囲をAB行路まで拡大するべきである。

(会社) この乗務員連続勤務手当は、そうした社員の声を反映しながら乗務員の負担軽減のため新設したものである。コロナ禍で先が見えない状況のなかで、まだAB行路にまで拡大できる状態ではない。

### 2. 年間休日数を104日以上とすること

(組合) 年間休日数が少ない。若い社員を中心に休みを増やして欲しいとの意見が多い。要員不足のなかで採用面を考えても休日数は重要である。現在の年間休日数についての会社の考えを明らかにすること。

(会社) 同業他社の求人情報を見ると確かに少ないと考えている。バスも含め運送業全体の休日数が少ないというのは間違いないが、休日労働で足りない部分を補っている現状もある。魅力ある会社とするためには、104日以上に向けて議論をしていかなければならないとは考えている。

### 3. 単身赴任者に対する帰省旅行援助金制度については、全転勤者及び長期助勤者も支給対象とすること。

(組合) 現業機関の業務移管や仙台地区の要員不足により、転勤者・長期助勤者が多くなっている。自宅に帰る交通費の負担が大きい。全転勤者、長期助勤者に帰省旅費を支給すること。

(会社) 長期助勤者に関しては、1ヶ月の助勤でも10日に区切って往復のガソリン代を支給するように見直した。今後、単身赴任者の帰省旅費の支給回数が妥当なのかなど検討していかなければならない。全転勤者との考えはない。

34号へ続く⇒